

# 火薬類関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等

1 千葉県内の火薬類の関係事業所に係る災害（盗難を含む）、あるいは火薬類の輸送に係る災害が発生した場合、当該事業所等の関係者は、**夜間休日を問わず**、次の2、3の要領に従い、**直ちに電話等による通報を行うこと**。

2 報告事項は次のとおりとする。

- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所（設備名等を含む）
- (3) 災害等の概要（被害状況を含む）
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号

詳細が不明であってもその時わかる範囲で、とりあえず、第1報を通報すること。

（通報した内容が火薬類の事故に該当する場合は、おって事故届書を提出すること。）

3 火薬類関係事業所に係る災害発生時の通報系統（令和6年4月1日現在）  
事故が発生した場合、**発生場所に応じて**下図の通り通報すること。

